

答 申 第 69 号

平成 29 年 3 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について(答申)

平成 28 年 10 月 6 日付け諮問第 62 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

一般社団法人兵庫県猟友会の特定の支部の狩猟者登録を受けた者の平成 26 年度名簿又は表

答 申

第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書部分公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 28 年 6 月 7 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。）。。

2 実施機関の決定

平成 28 年 6 月 17 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成 28 年 6 月 28 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、一般社団法人兵庫県猟友会（以下「猟友会」という。）。）の特定の支部の狩猟者登録を受けた者の平成 26 年度名簿又は表となっている文書（以下「本件対象公文書」という。）。）である。

5 諮問

平成 28 年 10 月 6 日、諮問庁は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（この答申において「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書を公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び意見陳述において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当しないことについて

本件対象公文書は、猟友会の支部長には配布されている公文書であり、実施機関が一般の利用に供することを目的に保管している公文書であって、狩猟者登録を受けた者は、狩猟事業を営む個人であって条例第 6 条第 1 号に該当しない。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣法」という。）第 62 条第 3 項には、狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、その使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名等の事項を表示しなければならないとされているのだから、狩猟を許可された者の住所、氏名等は国民に公開できる情報である。

(2) 条例第 6 条第 6 号に該当しないことについて

本件対象公文書を公にすることで、狩猟を許可された者による違法行為を抑止し得るのであり、犯罪の予防、公共安全、秩序維持が求められている。

対象公文書を非公開とすることは、違法行為を助長し国民の監視行為を阻害するものであり、違法である。

本件対象公文書は、猟友会の支部長には配布されていて、これまで事故もなく適正に実施機関の業務が行われているので、実施機関等の取締りが実施できないことを理由に、本件対象公文書を審査請求人に公開しないのは不公平である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による理由説明において述べている非公開理由は、以下のとおり要約される。

1 条例第6条第1号の該当性について

(1) 本件対象公文書に記載してある免許番号、氏名、生年月日、職業、住所、備考欄の記載（支部名を除く。）を公開することは、特定の個人を識別することができ、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号により非公開となる。

審査請求人が本件対象公文書を公開できる理由とする鳥獣法第62条第3項の規定は、県や警察による違法捕獲の取締りを行うために表示が義務づけられているのであり、国民に開示し、知らせるためのものではない。また、本件対象公文書の狩猟者全てが網又はわなを設置するわけではなく、網又はわなは捕獲を目的に設置するものであって、国民に広く知らせるような場所に設置するものではない。本件対象公文書は、実施機関が内部文書として作成するものであり、鳥獣法において公開する義務が定められたものではない。

(2) 本件対象公文書の様式には職業欄が設けられており、狩猟を事業として営む者かどうかを判別することは可能である。ただし、狩猟者登録において当

該職業欄の記載事項を確認できる書面等の提出を求めることにはなっておらず、狩猟を事業として営んでいるかどうか実態が確認できているものではない。しかしながら、当該職業欄に事業を営む者として記載をしていないことからみても、狩猟を事業として行っていないものと推認するのが妥当であり、狩猟者登録名簿の氏名、職業等については、条例第6条第1号の個人に関する情報としての非公開理由のみで非公開とすることができる。

2 条例第6条第6号の該当性について

- (1) 鳥獣法には、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や、猟具の使用に係る危険の予防により狩猟の適正化を図ることについて、国又は地方公共団体が実施すべきことが定められている。

鳥獣法第62条第1項の狩猟者登録証の携帯及び提示義務等の規定においては、提示を求める者について「地方公共団体の職員、警察官その他関係者」と限定しており、これらの照合に用いる本件対象公文書の情報は、みだりに公開情報として提供するものでないことは明らかである。

したがって、本件対象公文書の情報が公開された場合、狩猟者登録証や猟具に表示される住所、氏名等が第三者により偽造されるおそれが生じるなど、地方公共団体が実施すべき猟具の使用に係る取締等を正確に実施することができなくなるおそれがあり、条例第6条第6号に該当する。

- (2) 実施機関において、猟友会の支部に属する会員の情報を、当該支部の支部長に確認するために提供することはあるが、当該支部長以外の者に当該支部に属する会員の情報を提供することはない。よって、実施機関において狩猟者登録名簿を配布しているという事実はない。

なお、猟友会の各支部においては、支部長又は支部事務局が支部ごとに狩猟者登録及び狩猟免許の申請のとりまとめを行っているため、支部長が支部に属する会員の狩猟者登録の状況について知ることは可能である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、鳥獣法の規定に基づいて、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事が、狩猟をしようとする者の申請に基づき、狩猟者登録簿に、狩猟免許の種類、狩猟をする場所、住所、氏名及び生年月日その他環境省令で定める申請事項（狩猟免状の番号及び交付年月日、申請者の職業、猟具の種類等）と登録年月日及び登録番号を記載したものである。

なお、審査請求人は、実施機関が猟友会の支部長に本件対象公文書を配布していること、本件対象公文書において非公開となった氏名等が記載された特定の文書が審査請求人に実施機関から送付されていることをもって、本件対象公文書が公開できる文書であると主張する。しかしながら、実施機関は、猟友会の各支部において当該支部ごとに狩猟者登録申請等のとりまとめを行っている関係で、当該支部の支部長に対して本件対象公文書や特定の文書を送付しているのであって、実施機関において本件対象公文書を配布するなど一般に公にしている事実はないと認められる。

2 条例第6条第1号の該当性について

本件対象公文書に記載されている免許番号、氏名、住所は、特定の個人を識別することができる情報であり、本件対象公文書に登録される生年月日、職業、備考欄の記載（支部名を除く。）は、当該農林振興事務所の所管や猟友会の支部の地域等の他の情報に照らすと、特定の個人を識別することが可能となる場合があると認められる情報であって、通常他人に知られたくない情報と認めら

れるから、条例第6条第1号により非公開とすることが妥当である。

3 条例第6条第6号の該当性について

審査請求人は、本件対象公文書を公にして誰もが狩猟に係る違法行為を監視する必要があることから、鳥獣法第62条第3項の規定があることをもって、本件対象公文書は公開できる文書であると主張している。

しかし、鳥獣法に基づく狩猟の適正化を図ることは、国又は地方公共団体が実施することとされており、狩猟に係る違法行為の監視を誰もが行うために本件対象公文書を公開する特段の必要性は見当たらない。また、本件対象公文書の氏名、住所等の情報が公開された場合、実施機関の弁明のとおり、狩猟者登録証や猟具表示の偽造やなりすましのおそれが否定できないと考えられる。

よって、県が実施すべき取締等が正確に実施できなくなるおそれがあり、条例第6条第6号にも該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 10 月 18 日	・ 諮問書の受領
平成 28 年 10 月 18 日	・ 実施機関から弁明書を受領
平成 28 年 11 月 21 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 28 年 12 月 19 日 第 2 部会 (第 49 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 2 月 2 日	・ 実施機関から弁明書(追加)を受領
平成 29 年 2 月 8 日	・ 審査請求人から意見書及び資料を受領
平成 29 年 2 月 14 日 第 2 部会 (第 51 回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 3 月 14 日 第 2 部会 (第 54 回)	・ 審議
平成 29 年 3 月 29 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修 (平成 28 年 11 月 1 日から)

委 員 福 井 義 三 (平成 28 年 10 月 31 日まで)

委 員 前 田 雅 子